



参考様式第1号

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 1

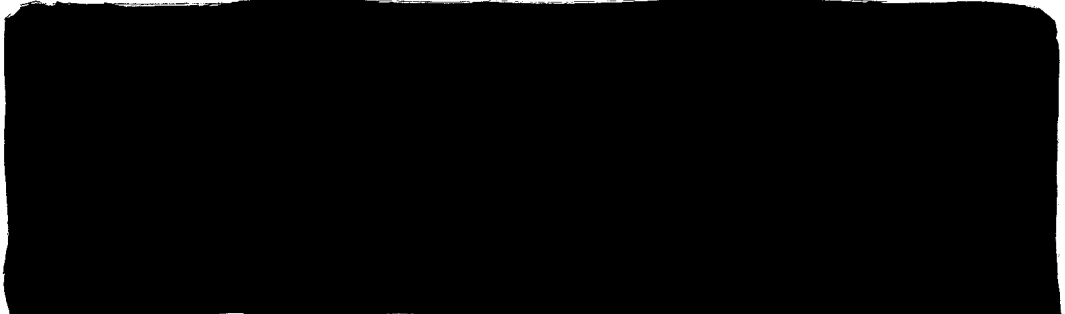
代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和3年 4月23日	事務費	
支払先 富士ゼロックス北海道株式会社			支払金額	
			¥7,505	
摘要 (品名)		数量	単価	金額
カウンター料金代(4月分)		1	7,505	7,505

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

公明党函館市議団

団長 茂木一修 松宮健治 様



3- 4-23

*7,505 SMBC ㊦ 0777



注文請書



発注者 (甲)

公明党函館市議団 御中

注文番号

発行日 平成 30 年 7 月 27 日

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお願いします。

受注者 (乙)

所在地

社名

役職名

氏名

札幌市中央区大通西6丁目1番地
富士ゼロックス北海道株式会社
第二営業統括部長 作田晴男

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類: トータルサービス契約

契約条件書番号: JTJA001B

対象商品: DocuCentre-VI C2271 PFS

番号: 184701

契約期間: 平成 30 年 7 月 27 日から平成 35 年 7 月 26 日まで

開始メーターカウント:

メーター1 11 メーター2 0 メーター3 7
メーター4 メーター5 メーター6

設置調整完了日 (新規購入の場合): 平成 30 年 7 月 27 日

初回締切日: 請求サイクルに応じ契約開始日から最初に到来する料金計算の締切日とします。

料金計算の締切日: 20日締

支払日: 料金計算締切後翌月末日支払

請求サイクル: 1ヵ月

ミスコピー控除方法:

乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に1%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます (小数点以下切り上げ)。

料金項目等

料金項目等	数量	単価 (円)	料金 (円)
トータルサービス料金 (1台につき)			
コピー/プリント料金 (1コピー/プリントにつき)			
黒モード (メーター1)	1カウントにつき	3.00	
フルカラーモード (メーター3)	1カウントにつき	20.00	
最低コピー/プリント料金 (1台につき)			1,500 (月額)

設置先等

* 設置先事業所:

** 所在地: 北海道函館市東雲町4-13

** 事業所名: 公明党函館市議団

** 部課名:

* EP適用: する しない

* FAX番号: _____

以下余白

契約条件番号 : JITA001B トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、甲は、当該方式から選択します。
 - (1) 乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 - (2) 乙所定の再契約料金をより3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 - (3) スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヶ月前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
 - 1. 甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー、プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
 - (1) 甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 - (2) 甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法
 - (3) コピー、プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用し算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。
 - 2. トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
 - 3. 乙が技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー、プリントは、その数を各モードのコピー、プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー、プリント数を以下、「テスト除後コピー、プリント数」といいます)。
 - 4. 不良コピー、プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー検除方法の記載に従い取り扱います。
 - 5. 用紙サイズによりコピー、プリントのカウンタアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
 - 6. 両面コピー、プリントをした場合、表面コピー、プリントと裏面コピー、プリントをそれぞれ1コピー、プリントとしてカウントします。
 - 7. 表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー、プリント料金を満たない場合は、最低コピー、プリント料金を乙に支払います。
 - 8. 契約開始または終了時において、商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」料金を満たない場合は、最低コピー、プリント料金を乙に支払います。
 - 9. 「請求サイクル」が1ヶ月の場合、最低コピー、プリント料金を適用せず使用コピー、プリント数に相当する額とします。
 - 10. 「請求サイクル」が複数ヶ月の場合、最低コピー、プリント料金を適用せず、使用コピー、プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
 - 11. 表記記載のトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
- 第6条 1. 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
 - 2. 乙が商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、乙はトータルサービスの所有権は乙に帰属します。
- 第7条 乙が技術者を派遣してこのサービスの提供を受ける時間等は、この営業日における乙所定の営業時間内とします。
- 第8条 1. 乙が技術者を派遣してこのサービスの提供を受ける時間等は、この営業日における乙所定の営業時間内とします。
 - 2. 乙が技術者が派遣原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙の請求にもとづき所定の遠隔保守サービス料金を乙に支払います。
 - 3. 乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で稼働使用するコンピュータ、プログラム、データの障害等を調査します。
- 第9条 1. 乙が技術者の派遣に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
 - (1) 商品所定の取扱い説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理、調整
 - (2) 商品以外の機械装置またはコンピュータ、プログラム、データに起因する故障の修理、調整
 - (3) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外での使用による有害プログラムを含むに起因する故障の修理、調整
 - (4) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外での使用による有害プログラムを含むに起因する故障の修理、調整
 - (5) 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障の修理、調整
 - (6) 乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理、調整
 - (7) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 - (8) 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
- 2. 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合は、乙は何らの提供義務も負うものではありません。
- 第10条 1. 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および前項の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
- 第11条 2. 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
- 第12条 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または賃貸した場合、本契約は終了します。
- 第13条 乙は1ヶ月前までの(ただし、甲が不利にならない場合は事前の)書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
- 第14条 甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヶ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定は乙が前条の各月のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
- 第15条 1. 本契約条項の1つにても違反する事由が生じたとき
 - (1) 盗難、仮差押、仮処分、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
 - (2) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
- 2. 甲または乙が前項各条のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。直ちに本契約を解除できる場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することが可能です。
- 第16条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第17条 甲乙乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認し、かつ債権の金額を即時支払います。
- 第18条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力となつたこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉、信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の必要とならざる場合、反社会的勢力が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 第19条 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先に順守させるよう努力するものとします。
- 第20条 1. 甲および乙は、前項に對する違反を発生した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
 - 2. 甲および乙は、相手方が前項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生して、その損害は賠償しないものとします。
 - 3. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第21条 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第22条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP (Electronic Partnership)の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供する EP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EPの利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という。) において本追加条項に定める条件で EP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」とは、甲のイントラネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能をいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX 回線を使用して「EP」を提供する機能をいいます。
- 「EP 通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を持たない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙製の通信装置 (「EPnet-BOX」、 「3Gnet-BOX」) の総称とします。

第3条 (EPの利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1) 「機械」のメーターカウンターの遠隔自動検針 (2) 上記メーターカウンントにもとづく料金の請求	・「機械」の各種メーターカウンント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」	(3) 「機械」のリモート保守 (4) 消耗品の配送	・「機械」に登録された FAX 自局 ID (EP-DX のみ) ・「機械」の各種メーターカウンント値 ・使用消耗品交換、補給等の情報
EP-BB	(5) 「機械」の品質改善 (6) 乙から甲に対する各種提案	・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第4条 (EP通信装置)の貸与)

乙は、「EP-DX」機能を持たない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与します。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (EP利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (EP利用時の注意点)

甲は、下記の EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願いに記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (EP)の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願ひ

1. 「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」 (以下、「本機械」といいます) は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- ① 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本機械」または「本機械」の無線装置部分から 23cm 以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- ② 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本機械」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本機械」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- ③ 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - ・手術室、集中治療室 (ICU)、冠状動脈疾患監視病室 (CCU) には「本機械」を持ち込まないでください。
 - ・病棟内では、「本機械」を使用しないでください。
 - ・ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本機械」を使用しないでください。
 - ・医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- ④ 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本機械」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した機械と弊社システムがデータ通信している間、機械の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常 5 分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、機械をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

リモートメンテナンス、または
リモートサービス中です。

<EP-DX 表示例 2>



リモートメンテナンス中です。

以上

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 2

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和 3年 4月27日	事務費	
支払先 日立キャピタルNBL株式会社			支払金額	
			¥16,524	
摘要 (品名)		数量	単価	金額
ゼロックス複写機リース料(4月分)		1	16,524	16,524

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領収証

領収証 No. 20210512-00206
2021年05月12日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 公明党函館市議団 御中

お問合せ番号

ご契約者名 公明党函館市議団

日立キャピタルNBL株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

領収金額		領収日
16524 円	2021年04月27日	

振替（又はお振込）金融機関	
金融機関名	株式会社
支店番号	
口座番号	
※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。	

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回数	残回数	税率	領収金額(税込) 円	領収金額(税抜) 円	消費税等額
1	2018年08月		複合機(カラー)	33	27	8%	16524	15300	1224
2									
3									
4									
5									
6									
合計		1	件				16524 円	15300 円	1224 円
							0	0	0
							16524	15300	1224
							0	0	0

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。



印紙税申告納付につき之を
税務書承認済

参考様式第1号

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

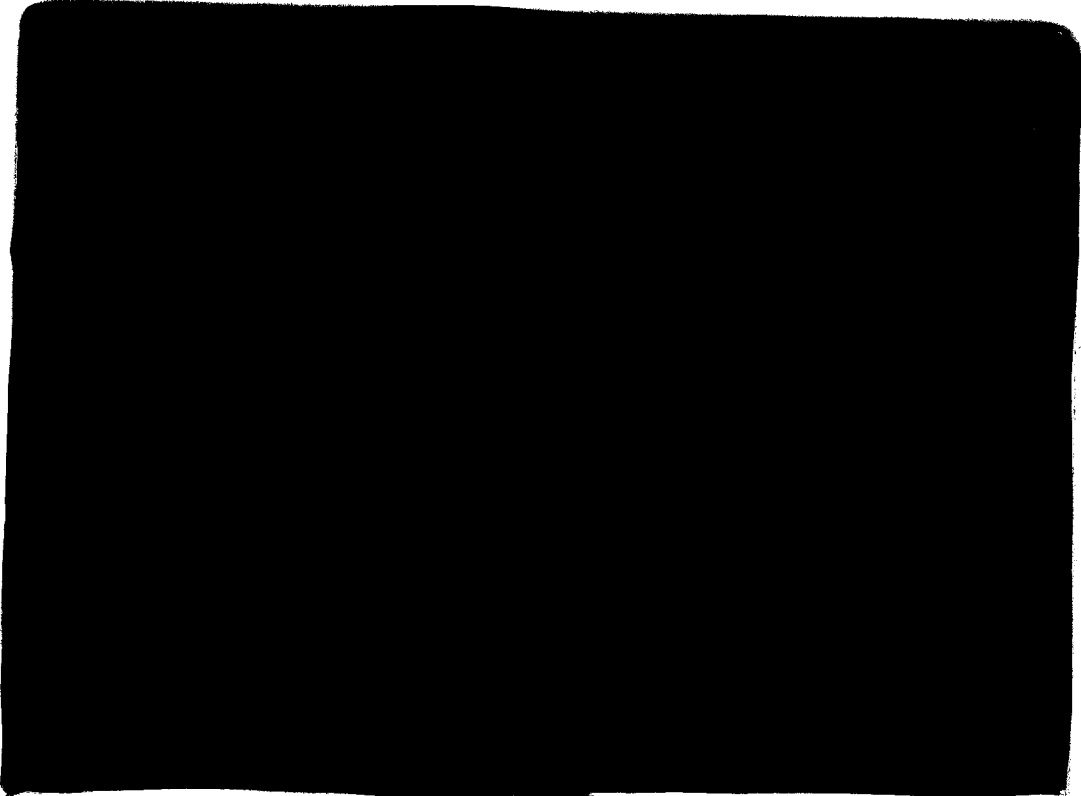
会派名 公明党函館市議団

伝票番号 3

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和3年 5月24日	事務費	
支払先 富士ゼロックス北海道株式会社			支払金額 ¥14,513	
摘要 (品名)		数量	単価	金額
カウンター料金代(5月分)		1	14,513	14,513

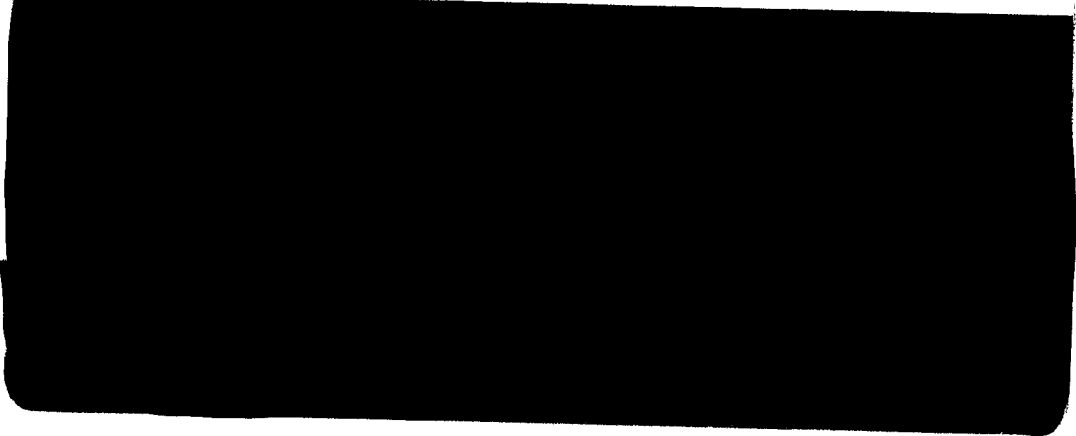
領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

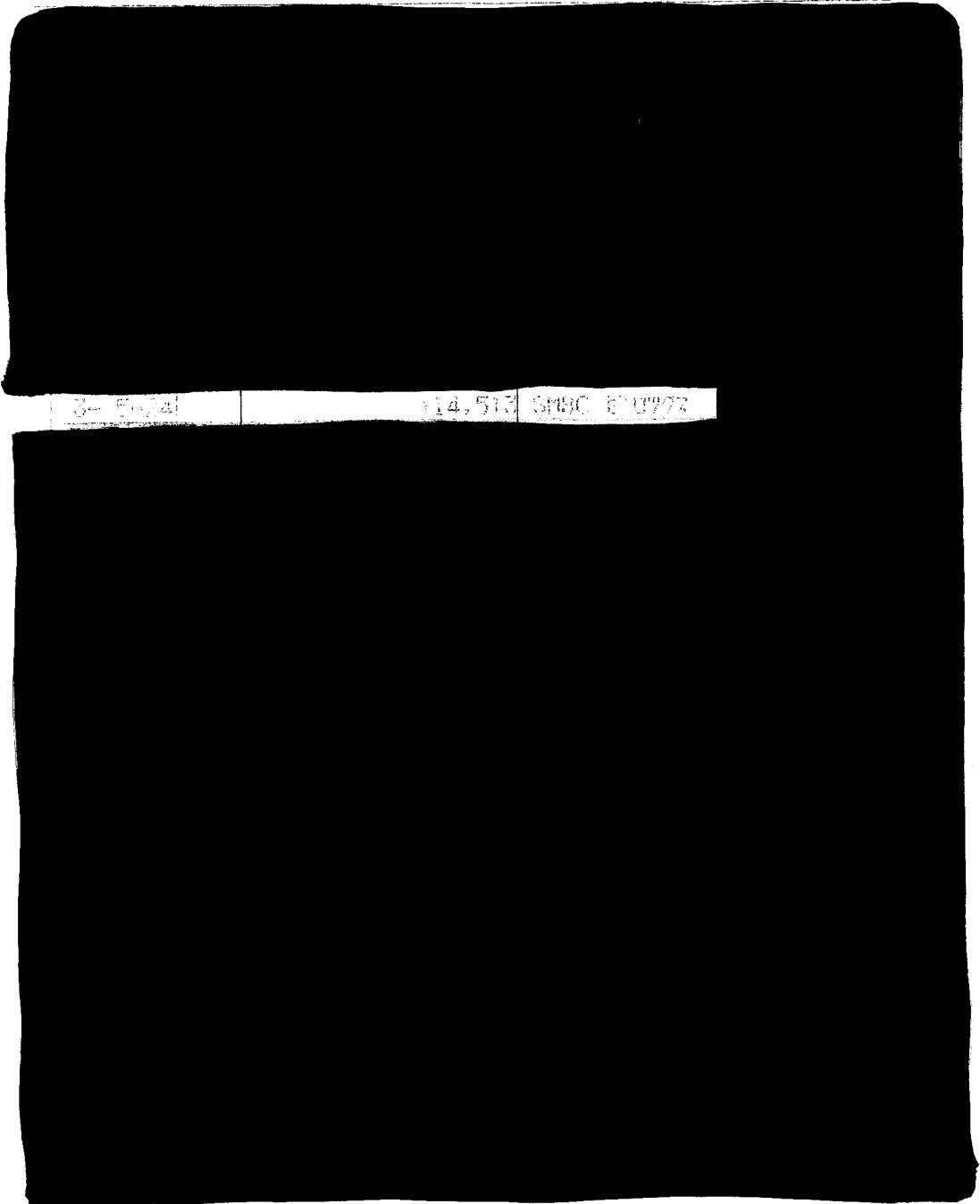
【領収書等貼付欄】



公明党函館市議団

団長 茂木 修 松宮 健治 様





3- 5-721	14,513	SPDC 6 U772
----------	--------	-------------



参考様式第1号

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号

7

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和 3年 5月27日	事務費	
支払先 日立キャピタルNBL株式会社			支払金額	
			¥16,524	
摘要 (品名)		数量	単価	金額
ゼロックス複写機リース料(5月分)		1	16,524	16,524

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領収証

領収証 No. 20210607-00205
2021年06月07日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 公明党函館市議団 御中

お問合せ番号

ご契約者名 公明党函館市議団

日立キヤピタルNBL株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

領収金額	
16524 円	2021年05月27日

振替 (又は お振込) 金融機関	
金融機関名	株式会社
支店名	
口座番号	
口座名義	コワイカゴテンボタンダンプヨギ オヤム

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回数	残回数	税率	領収金額(税込)円	領収金額(税抜)円	消費税等額
1	2018年08月		複合機(カラー)	34	26	8%	16524	15300	1224
2									
3									
4									
5									
6									
合計							16524 円	15300 円	1224 円
						5%対象計	0	0	0
						8%対象計	16524	15300	1224
						10%対象計	0	0	0

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。



印紙税申告納
付につきま
之
税務署承認済

参考様式第1号

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

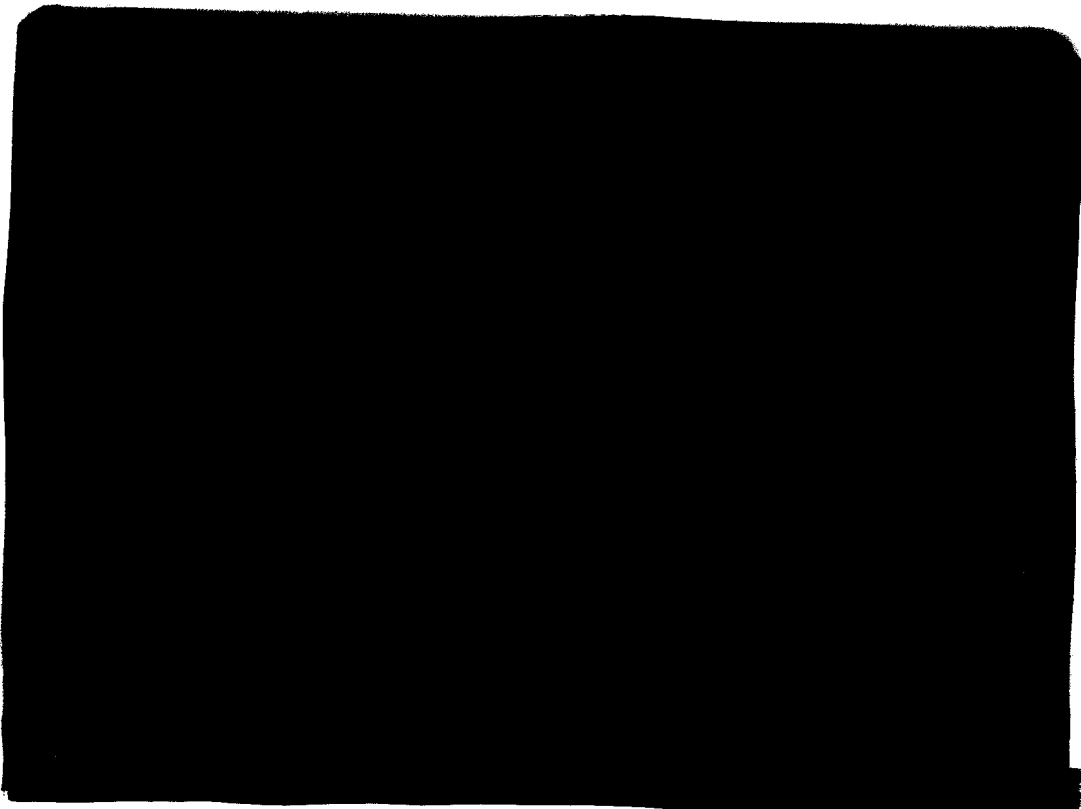
伝票番号 5

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和3年 6月23日	事務費	
支払先 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社			支払金額	
			¥6,154	
摘要 (品名)		数量	単価	金額
カウンター料金代(6月分)		1	6,154	6,154

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

支払名変更 「富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社」 以下同じ

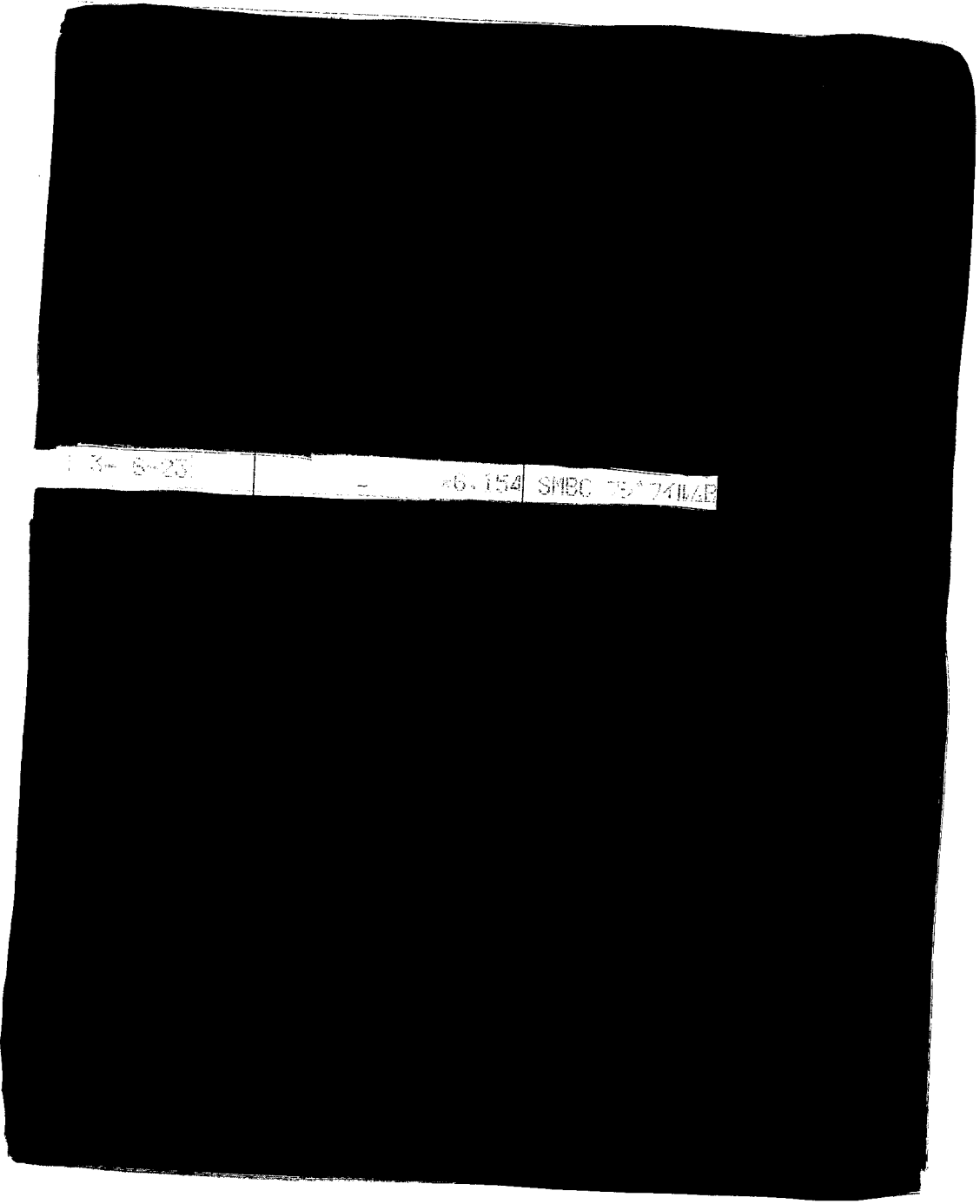
【領収書等貼付欄】



公明党函館市議団

団長 茂木 修 松宮健治 様





3- 8-23

6.154

SHBC 79^7411/4E

2021年3月吉日

公明党函館市議団 様

富士ゼロックス北海道株式会社

社名変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、富士ゼロックス株式会社は、全国統一オペレーションでお客様への新たな価値提供を加速するため、2021年4月1日付で国内営業部門と国内の全販売会社31社、ならびに富士ゼロックスインターフィールドを統合し「富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社」を設立します。

これに伴い、弊社は、富士ゼロックス東京株式会社（住所：東京都江東区豊洲二丁目2番1号）との間で、富士ゼロックス東京株式会社を存続会社、弊社を消滅会社とする吸収合併（効力発生日：2021年4月1日）を行い、併せて社名を「富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社」に変更することになりました。この合併により、弊社の事業は、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社が承継してまいります。そのため、貴社とのご契約関係、債権債務は、書面の取り交わしやその他の手続を経ることなく富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社に引き継がれます。営業機能の再編後の貴社とのご契約名義、請求宛先につきましては、別紙のとおりです。

2021年4月以降も、変わらぬお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

別紙

1. 請求書宛先

2021年4月1日以降発行分より、請求書の宛名を新社名に変更いただきますようお願いいたします。

【現行】

富士ゼロックス北海道株式会社

【2021年4月1日以後】

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

2. 振込依頼人名について

弊社からの2021年4月1日以降の振込より振込依頼人名が新社名に変更となります。

【現行】

フジゼロックスホッカイドウ(FX)

【2021年4月1日以後】

フジフイルムBIジャホカイ(FF)

以上



本件に関するお問い合わせ先
富士ゼロックス北海道株式会社
マーケティングサポート部 事業管理グループ
電話：011-271-4533

参考様式第1号

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 6

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和 3年 6月28日	事務費	
支払先 日立キャピタルNBL株式会社			支払金額	
			¥16,524	
摘要 (品名)		数量	単価	金額
ゼロックス複写機リース料(6月分)		1	16,524	16,524

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領収証

領収証 No. 20210707-00210
2021年07月07日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 公明党函館市議団 御中

お問合せ番号 [REDACTED]

ご契約者名 公明党函館市議団

日立キヤピタルNBL株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

領収金額		領収日
16524 円	2021年06月28日	

振替 (又は お振込) 金融機関	金融機関名	支店番号	口座番号
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	コメイトクレジット株式会社		
	※お客様の情報を守るため、口座番号の一部を表示しておりません。		

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回数	残回数	税率	領収金額(税込)円	領収金額(税抜)円	消費税等額
1	2018年08月	[REDACTED]	複合機 (カラー)	35	25	8%	16524	15300	1224
2									
3									
4									
5									
6									
合計							16524	15300	1224
							0	0	0
							16524	15300	1224
							0	0	0

5%対象計
8%対象計
10%対象計

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。



印紙税申告納付につきは 税務署承認済

参考様式第1号

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 7

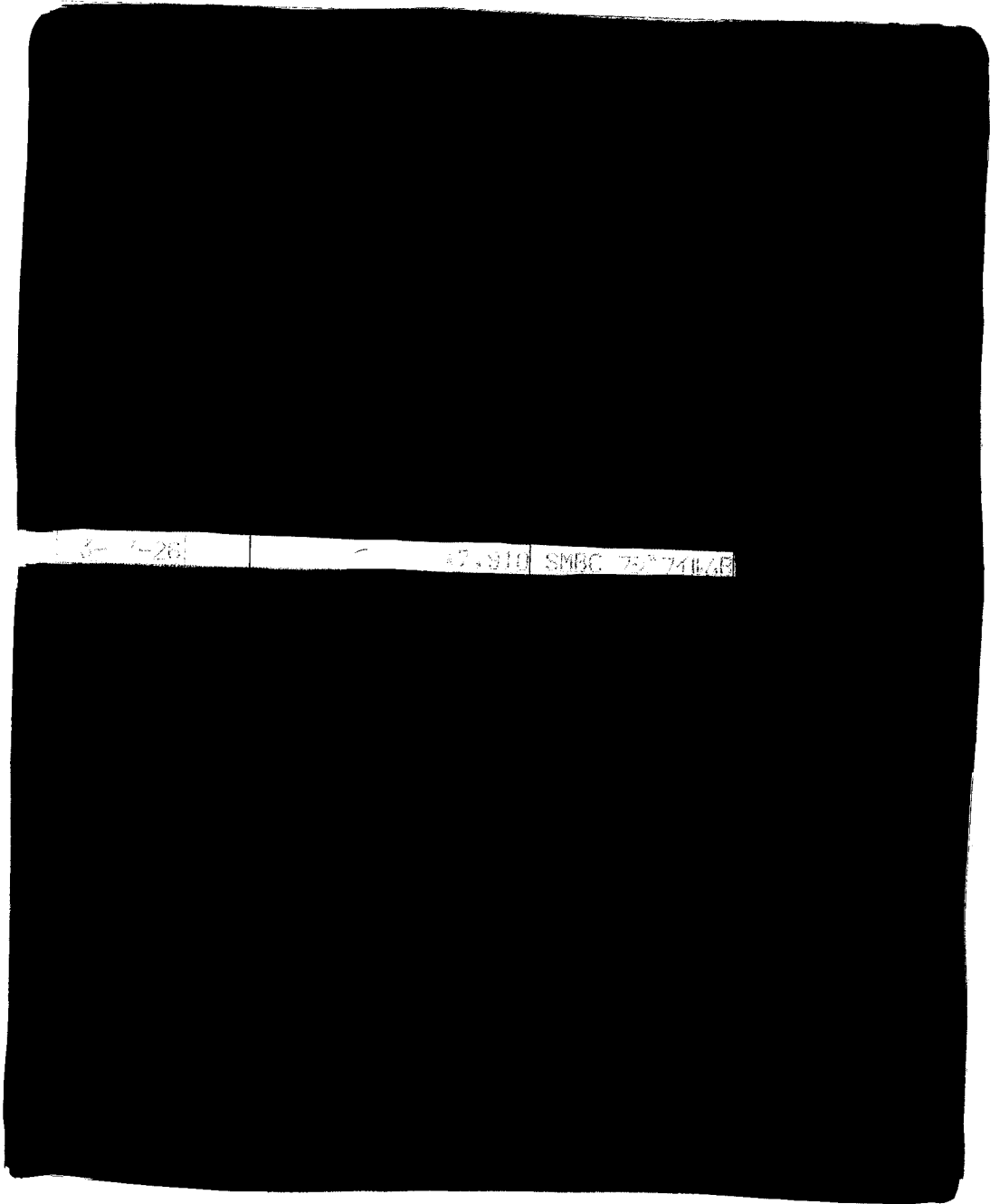
代表者	経理責任者	支出年月日	区 分
		令和3年 7月26日	事務費
支払先 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社			支払金額
			¥7,910
摘要 (品名)	数量	単価	金額
カウンター料金代(7月分)	1	7,910	7,910

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

公明党函館市議団

団長 ~~茂木一修~~ 松宮健治 様



3-26

47,910 SMBC 75274145

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分
		令和 3年 7月27日	事務費
支払先 日立キャピタルNBL株式会社			支払金額
			¥16,524
摘要 (品名)	数量	単価	金額
ゼロックス複写機リース料(7月分)	1	16,524	16,524

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領収証

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 公明党函館市議団 御中

お問合せ番号 [REDACTED]

ご契約者名 公明党函館市議団

領収証 No. 20210805-00207
2021年08月05日 発行

日立キヤピタルNBI株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

領収金額	領収日
16524 円	2021年07月27日

金融機関名	振替(又はお振込)金融機関
支店番号	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

コカイトハコダテキヤピタルNBI株式会社 様
※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回数	残回数	税率	領収金額(税込)円	領収金額(税抜)円	消費税等額
1	2018年08月	[REDACTED]	複合機(カラー)	36	24	8%	16524	15300	1224
2									
3									
4									
5									
6									
合計							16524 円	15300 円	1224 円

5%対象計 0
8%対象計 16524
10%対象計 0

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。



印紙税申告納付につき芝罘税務署承認済

参考様式第1号

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 9

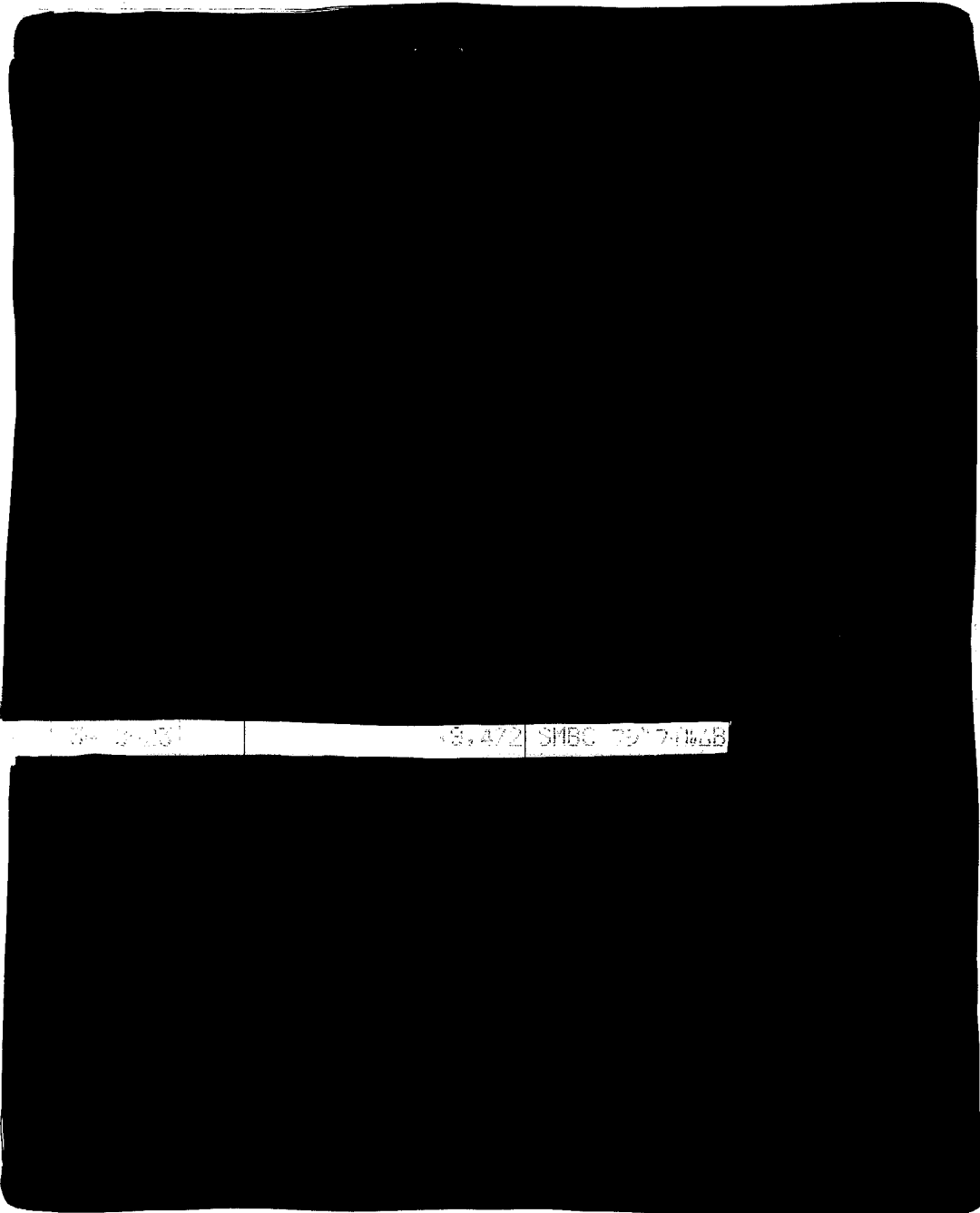
代表者	経理責任者	支出年月日	区 分
		令和3年 8月23日	事務費
支払先 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社			支払金額
			¥9,472
摘要 (品名)	数量	単価	金額
カウンター料金代(8月分)	1	9,472	9,472

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

公明党函館市議団

団長 ~~茂木一修~~ 松宮健治 様



13-2-03

8.472

SMBC 79'7-164B

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 10

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和 3年 8月27日	事務費	
支払先 日立キャピタルNBL株式会社			支払金額	
			¥16,524	
摘要 (品名)		数量	単価	金額
ゼロックス複写機リース料(8月分)		1	16,524	16,524

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領収証

領収証 No. 20210907-00204
2021年09月07日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 公明党函館市議団 御中

お問合せ番号 [REDACTED]

ご契約者名 公明党函館市議団

領収金額	領収日
16524 円	2021年08月27日

[REDACTED]
日立キヤピタルNBL株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-1

振替(又はお振込)金融機関
金融機関名 支店名 口座番号
[REDACTED] コトバンク オホ

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回数	残回数	税率	領収金額(税込)円	領収金額(税抜)円	消費税等額
1	2018年08月	[REDACTED]	複合機(カラー)	37	23	8%	16524	15300	1224
2									
3									
4									
5									
6									
合計		1 件					円 16524	円 15300	円 1224
						5%対象計	0	0	0
						8%対象計	16524	15300	1224
						10%対象計	0	0	0

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。



印紙税申告納付につき芝罘事務所承認済

参考様式第1号

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 //

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分
		令和3年 9月24日	事務費
支払先 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社			支払金額
			¥2,783
摘要 (品名)	数量	単価	金額
カウンター料金代(9月分)	1	2,783	2,783

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

公明党函館市議団

団長 茂木一修 松宮健治 様



3-9-24

SC 783

SMSC 757-4148




参考様式第1号

令和3年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 公明党函館市議団

伝票番号 12

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和 3年 9月27日	事務費	
支払先 三菱HCビジネスリース 株式会社			支払金額	
			¥16,524	
摘要 (品名)		数量	単価	金額
ゼロックス複写機リース料(9月分)		1	16,524	16,524

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

支払名変更 「三菱HCビジネスリース 株式会社」 以下同じ

【領収書等貼付欄】

領収証

領収証 No. 20211006-00202
2021年10月06日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 公明党函館市議団 御中
お問合せ番号 [Redacted]
ご契約者名 公明党函館市議団

三菱HCCビジネスリーディング株式会社
作成場所：東京都港区西船場1-3-1

領収金額		領収日
16524 円	2021年09月27日	

振替 (又はお振込) 金融機関	
金融機関名	[Redacted]
支店番号	[Redacted]
口座番号	[Redacted]
口座名義	コメイットテクノロジー株式会社 代表取締役 小川 誠
※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。	

No.	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回数	残回数	税率	領収金額 (税込) 円	領収金額 (税抜) 円	消費税等額
1	2018年08月	[Redacted]	複合機 (カラー)	38	22	8%	16524	15300	1224
2									
3									
4									
5									
6									
合計		1	件				円 16524	円 15300	円 1224
							5%対象計 0	0	0
							8%対象計 16524	15300	1224
							10%対象計 0	0	0

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につきま
事務署名承認済

2021年8月

記

お取引先様各位

■ 商号の変更

(1) 新商号 (英文表記)

日立キャピタルNBL株式会社

三菱HCビジネスリース株式会社
(Mitsubishi HC Business Lease Corporation)

(2) 新商号による営業開始日

商号変更のご案内

2021年10月1日

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。弊社の親会社でありました日立キャピタル株式会社は、本年4月1日付で三菱UFJリース株式会社と合併を通じた経営統合を行い、三菱HCキャピタル株式会社となりました。

それに伴い、弊社は本年10月1日に商号を右記のとおり「三菱HCビジネスリース株式会社」に変更いたします。なお、商号変更に伴いお客様に弊社よりお願いするお手続きはございません。これを機に社員一同、より一層皆様のお役に立つよう努力する所存でございます。

何卒これまでにも増してのご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

■ 口座振替時の通帳印字名の変更

2021年10月以降の通帳印字名が下記のとおり変更となります。

現在
HC)ｶﾌﾟﾁﾝﾌﾞﾙ
HC)HCNBL)ｶﾌﾟ
NS)ｶﾌﾟﾁﾝﾌﾞﾙ
NS)HCNBL)ｶﾌﾟ

変更後(2021年10月より)
HC)ﾐﾃﾞﾙ)ﾌﾞﾙ
HC)MHBL)ｶﾌﾟ
NS)ﾐﾃﾞﾙ)ﾌﾞﾙ
NS)MHBL)ｶﾌﾟ

※現在の通帳印字名が上記以外のお客様につきましては、変更ございません。

■ ご注意点

- (1) 弊社商号変更にあたり、お客様に行っていた手続きはございません。
- (2) 本件ご連絡に関するデータは2021年7月末日時点を参照しております。中途解約等によりお取り引きが終了となっている場合がございますことをご了承ください。

以上